令和８年 10 月 30 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和８年９月 26 日(土)から令和８年 10 月 26 日(月)までの期間において、建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※　10 の個人・団体から合計 22 件のご意見等をいただきました。

※　とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※　本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※　以下、「規則」とあるのは本省令による改正後の建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）を指します。

※　以下、「令」とあるのは建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第 284 号）による改正後の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）を指します。

意見（要約・公表用）	回答案
１．採光規制の対象の合理化に伴う措置	
児童や高齢者が利用する施設は、日中の大半を施設内で過ごすものであるため、採光規制は重要であり緩和をすべきでない。	採光規制は、規制に係る建築物が身体上の配慮が必要な児童や高齢者の生活の場として長時間にわたり利用されることを前提として設けられています。本改正は、福祉サービスを提供する施設のうち、その利用者が当該施設に滞在する時間が特に短く、衛生上支障が生じることが想定しにくい施設に限定し採光規制を緩和するものです。
採光規制の対象外となる老人デイサービスセンターについて、老人福祉法施行規則第１条の３の２に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限定する趣旨を明確にして欲しい。	通所型の福祉サービスのうち、利用者の利用頻度等の施設の利用実態を踏まえ、衛生上支障が生じることが想定しづらい、滞在時間が特に短時間である施設を、採光規制の対象外としています。
建築確認申請時に提出する「令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確認に必要な図書」に該当する具体的な図書や書類を示して欲しい。 児童福祉施設等に該当することの確認にあたっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 32 第１項の規定に基づき特定行政庁に照会を行うことが必要となるのか。	国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項を明示した図書について、具体的には指定通知書等、建設地を所管する行政庁が当該福祉施設等を指定していることが分かる書類を想定しており、確認審査においては、申請者から提出された当該図書に基づき、令第 19 条第２項第４号に定める国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当するか否かを確認することになります。

本省令の規定の中では、採光規制の適用を除外される建築物について明確ではないため、審査にあたっての判断基準を公表してほしい。	採光規制を対象外とする建築物については、新設する告示のとおり、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の２の２に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第１条の３の２に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限る。）となります。
２．型式適合認定の類型の追加に伴う措置	
令第 136 条の２の 11 第１号に新設されることとなる建築物の構造耐力に係る規定に適合している型式としての認定（構造型式認定）に係る建築確認申請図書について、当該認定型式の認定書の写しに加えて建築設備等の荷重に関する情報を求める理由や対象となる荷重の範囲、算定方法及び責任の所在を明確にして欲しい。また、構造型式認定に関する建築確認の審査において、過度な負担や重複する図書の提出が生じないようにして欲しい。	構造型式認定では、令第 136 条の２の 11 第１号イに掲げる一連の規定の対象ではない一般構造や防火・避難、建築設備に係る建築物の部分があることを踏まえ、主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重を想定して構造計算を行うことになることから、建築確認において建築設備等の荷重に関する情報の提出を求めることとしております。 建築確認における提出図書については、規則第１条の３に規定する申請図書のうち一般構造や防火・避難、建築設備の規定等に係るもの、に加えて、当該認定を受けた部分を有する建築物に組み込む一般構造や防火・避難、建築設備の規定に係る荷重を記載した書類を告示で明確にし、建築主事等又は指定確認検査機関が行う建築確認の審査において当該認定における適用条件を満たしていることを確認することとしています。

構造型式認定に係る建築確認申請図書について、申請者が提出を省略できる図書と、提出を要する図書を明確にして欲しい。	構造型式認定に係る建築確認について、申請者は規則第１条の３第５項表１の（一）欄（ろ）・（は）に掲げる構造耐力の規定に係る申請図書（構造計算書・構造耐力に関する規定に係る認定書の写し等）の提出を要しないことになります。一方で、一連の規定の対象ではない一般構造や防火・避難、建築設備が、建築基準法に定める規定に適合するかを審査する必要があり、申請者は当該規定に係る図書を建築確認において申請図書として提出する必要があります。また、規則第１条の３に規定する申請図書のうち一般構造や防火・避難、建築設備の規定等に係るものに加えて、当該認定に組み込む一般構造や防火・避難、建築設備の荷重を記載した書類についても提出する必要があります。
構造型式認定に係る構造耐力上主要な部分及び指定建築材料を使用する部分を型式部材等製造者認証の対象に追加することについて、対象となる部材の範囲、製造・施工工程の要件、品質管理の方法を明確にし、既存の認証制度との整合性を確保して欲しい。	構造型式認定に係る型式部材等製造者の対象については、構造耐力上主要な部分及び建築基準法第 37 条の規定による指定建築材料を使用する建築物の部分について、 ・材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されていること ・工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の３分の２以上であること を要件とし、既存の認証制度との整合性を確保しています。 また、建築基準法第 68 条の 13 第２号の国土交通省令で定める技術的基準については、構造型式認定を受けた型式部材等を製造等する者が型式部材等製造者認証を受けようとするときにも、適合が求められるものとなります。

今回の改正後、確認申請、型式部材等製造者認証及び全体計画認定の各手続において、提出書類の重複や実務上の混乱が生じないかを検証し、施行後の利用状況や審査上の課題を公表するとともに、必要に応じて運用を見直して欲しい。	構造型式認定に係る運用が円滑に行われるよう、指定認定機関をはじめ特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、技術的助言等を発出する予定です。ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。
別記第 50 号の 10 様式の型式部材等の種別の記号は、運用上、型式適合認定等の認定番号や認証番号にも用いている。そのため、構造型式認定の記号を O（アルファベット）にすると、0（数字）との判別が運用上難しいことから、別の記号にしていただきたい。	ご指摘を踏まえ、構造型式認定の記号を「P」とします。
構造型式認定を受けた型式に適合する部分を有する建築物の確認申請において提出を求める、建築設備等の荷重等に係る具体的な書類を教えてほしい。	構造型式認定を受けた部分を有する建築物については、当該構造型式認定に係る通知書の写し等の提出を求めているほか、申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 698 号）の一部を改正し、確認申請において提出を求める書類を定めております。
構造型式認定を受けた部分を有する建築物に係る確認申請の運用指針を具体的にご教示いただきたい。	確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）を今般改正し、同指針第１第２項４号イの規定により、構造型式認定を受けた部分を有する建築物は確認審査において当該型式の認定書の写し等並びに規則第１条の３第５項第１号に規定する図書及び書類を確かめることとしています。
３．その他	
告示を速やかに公布し、また、Q&A 等の資料を速やかに公表するようにしてほしい。	本省令に係る告示についても、省令と同日に公布しておりますほか、技術的助言についても発出予定です。